

第三日 令和元年十二月十二日

開 議 午前九時五十八分

〔開議前に事務局より、十番「相馬勝治」議員が所用のため遅れる旨及び説明員の高木生涯学習課長が欠席する代わりに神課長補佐が出席する旨を報告する〕

○議長（小野 稔君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第一、発議第一号藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額等並びにその支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第一号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。これから発議第一号を採決いたします。発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

発議第一号を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。

日程第二、発議第二号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第二号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、趣旨説明を行います。

発議第二号の提出議員から趣旨説明を求めます。提出議員を代表して、三番 阿部祐己議員。

[三番 阿部祐己君 登壇]

○三番（阿部祐己君）

この西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書についてですが、このルートは冬場閉ざされているルートでもあります。世界的な観光地である十和田八幡平国立公園と津軽地方を結ぶ、大変重要なルートでありまして、このルートが整備されることによって、津軽地方と十和田湖へのルートが確立されて、観光客もふえ、津軽地域の活性化にもつながっていくものと思っております。

そしてまた、津軽地方と南部地方の交通の時間短縮という意味でも、津軽と南部の交流を図り、ひいては青森県全体の活性化につながっていくものと考えておりますので、この西十和田トンネル（仮称）

の早期建設を求める意見書については、皆さん賛同の上、採択をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（小野 稔君）

趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書ですけれども、質疑というよりも私の反対意見を述べたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小野 稔君）

はい。よろしいです。

○十三番（浅利直志君）

西十和田トンネル（仮称）の早期建設ということですが、そもそも今、国の国土整備にとって必要なことは、これまで行ってきました国土道路、トンネルなどのメンテナンスそのものが求められている時代であります。そのことにこそ大きな注力を注ぐべきであるということでもあります。

もう一点は、現在青ぶな山トンネルが建設されているわけですが、その後によっても何ら問題ないのではないかということ。そして、いずれにいたしましても十和田観光は、青森県の課題でありますけれども、トンネルを掘ったから観光開発が進むとか、トンネルが完成すれば物流が増加するというような、生易しい問題ではないと思うので、これをただ単に議会の議決としてやること自体に賛成できませんので、賛同できません。以上です。

○議長（小野 稔君）

次に、本発議に賛成者の発言を許します。三番 阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

この西十和田トンネルへ賛成するものでありますが、先ほど趣旨説明したとおりの内容でございますので、そのまま賛成するものであります。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから発議第二号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

発議第二号を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、発議第二号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては、本職にご一任願います。

暫時休憩します。

暫時休憩いたします。

休憩 午前十時〇六分

---

再開 午前十時〇七分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第三、報告第十六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町ふじ原木公園設置条

例) を議題といたします。

これから質疑を行います。(「あり」の声あり) 浅利議員。

○十三番(浅利直志君)

専決処分がされたことに対しては、理解するわけですが、ふじ原木公園設置条例の第七条には町長は公園の管理上必要があると認めるときは、公園の全部または、一部の管理を委託することができるとなっているわけでございます。第八条には委任があるわけでありまして。あえて原木を付けないで、藤崎りんご公園でいいのではないかと考えておりますけれども、私がお聞きしたいのは、この公園の管理の全部を委託しているのか、管理の一部を委していらっしゃるのか、その管理契約を結んでいるという説明を受けているのですが、その内容について明らかにしていただきたい。

○議長(小野 稔君)

農政課長。

○農政課長(佐々木泰人君)

お答えいたします。管理については全部委託してございます。その内容につきましては、小学校におけるリンゴ栽培等に関わる体験学習の補助、あるいは、イベント及びふるさと納税の返礼品の協力等がございます。以上です。

○議長(小野 稔君)

ほかにありませんか。浅利議員。

○十三番(浅利直志君)

リンゴの管理に当たっては、薬剤費あるいは草刈り、袋掛け、収穫があるんですけども、説明によ

ると委託金額は支払わない契約になっているとの説明受けているんですけども、作業に従事する管理人に対する賃金だとか、委託料だとかどういうふうに算定して、どういうふうな取り決めになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。管理委託料については、その園地から上がったリンゴの物品売り払い代金をもって、充てるということになってございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

まつりのほかにも学校給食だとかどれくらいの量を提供できると想定していらっしゃるのか。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。今年については、生食の果実は提供してございません。量は、来年に向けて給食センターと相談して検討して決定したいと思います。以上です。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

地産地消を進めるというのが我が町の農業振興の一つのテーマでもありますので、町長にお聞きいたします。学校給食に生食として提供されていないとのことですが、学校給食に提供するということが十分考慮して、やるべきではないかなと思っていますけれど、どのようなお考えなのでしょう。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今担当課長から話がありましたけど、今後検討するというようなお答えでございました。全く浅利議員のご指摘のとおりですね。地産地消を高めるため、あるいはまたふじの誕生したのは世界中でこの町しかないということで、現状では県との譲渡が決まる前から農家の方三人は、二、四ヘクタールを三分割して経営に当たっております。そして、一人の農業者だけが一〇本の株分けした原木も一緒に管理するというところでございます。今後世界で一つしかないふじの町藤崎町、そして誕生したのは弘前大学農学生命科学部、そしてまた、そこで誕生した原木から枝分けを持ってきて、こちらの原木公園に植え付けしたということでございますけれども、残念ながら一〇本植え付けしたのが、二、三本しか残っていないのが現状でございます。いわゆる地権者は藤崎町になりましたけれども、今原木公園を管理している農家の方と今後十分意思の疎通を図りながら、連携をとりながらどういうふうな形でふじの原木公園を今後整備していけばよいか、議員各位の皆様からもあるいはまた農業委員会、商工会からの代表の検討協議会も新年度立ち上げて、四月から検討に入っていきたいとそういう思いでございます。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十六号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第十六号は承認することに決定いたしました。

日程第四、議案第六十二号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十二号を採決いたします。議案第六十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十二号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第六十三号藤崎町職員定数条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。五十嵐議員。

○四番（五十嵐忍君）

この会計年度任用職員制度については、新聞報道等で自治体の中にはボーナスは出すけど、月給を減

らすと、朝三暮四のようなそういう自治体もあると報道されていますが、藤崎町においてはこれによって臨時職員の方々の待遇が確実に改善されるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。給与については国や県及び近隣市町村の動向を注視しつつ、給料表の決定に当たっては、現在任用されている臨時職員の年間収入額が維持または、上回るような配慮はしている状況であります。現在の試算といたしましては、給与で一人当たり年間七、八万円程の増、手当については、一人当たり一〇万円から十五万円程度の増ということで、総額で年間七百万円程度の増が見込まれます。予算の増とはなりますが、できる限り配慮して、決定してまいりたいと考えております。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。五十嵐忍議員。

○四番（五十嵐忍君）

試算によりますと年間七百万円の増ということでしたが、財源はどのように考えていますか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

財源については、地方交付税が考えられますが、あとは町の持ちだしということでもあります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

皆さんのお手元にも各課別臨時職員配置状況があると思います。この中で五十九人ほど臨時職員が藤崎町の行政事務をやるために、理事者の皆さんのところにもいっていますか。理事者のところにはいっていないようでございます。職員の現状を理解することが大事ではないかと思っておるんですけども、会計年度任用職員となっておところが、今回の大きな改定の内容な訳でございます。会計年度任用職員というのを簡単に説明していただければ、特に任期はどういうふうになっていくのかということについて、簡単に説明していただきたい。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。会計年度任用職員の職については、一会計年度を越えない範囲内で置かれる非常勤の職と定義されております。この会計年度任用の職の任期の上限を一会計年度内としたのは、複数年度に渡る義務的な経費として条例定数により管理するのではなく、会計年度任用職員は毎年度の歳入歳出予算を通じて、年度毎にその必要性に適宜決するべきものであるということでありまして、国の指導では、会計年度毎にその職の必要性が吟味される新たに設置された職と位置づけられたものでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

藤崎町では、現状はどういうふうに六カ月毎に臨時職員と面接をして、働きに対する評価を含めて半年更新を基本としていると聞いておるんですけど、現状はどのようなようになっていて、今後どのように任用期間を設定して、やっていくつもりなのか。その辺会計年度任用職員について、お聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。現在の臨時職員の対応につきましては、四月から五カ月の五カ月が臨時期間、そして、一カ月がパート期間、そしてまた、五カ月が臨時期間で一カ月がパートと、そのような仕組みになっております。会計年度任用職員になりますと、四月採用であれば半年、さらに半年更新ということで、一年間の採用ということになります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

半年、つまり一年でもないわけですね。あるいは十一カ月、一カ月パートというか、四月からは六カ月だというようなことをございます。日本における雇用の問題点、現在日本社会が抱えている問題というのは、正規雇用と非正規雇用とイイますか、この格差が大きいということ。それから長時間労働だということ。これを全体に解決しなきゃならないということで、あるいはまた同一労働同一賃金にできる

だけ近づけるという課題を抱えているわけです。ですから一人当たりの所得といいますか、そういうのが低いままで、推移している日本社会、日本の会社、自治体が抱える大きな問題が、内在しています。それに対する少しの改善といいますか、その点は評価いたしますけれども、ただ期間があくまでも一年、実際にやろうとしているのは一会計年度内の六カ月だと。私がお聞きしたいのは、民間では五年継続すれば、労働法制の改正によって正社員に請求する権利があるんですよと労働法制になっているわけでございます。そういう制度はこの会計年度任用職員制度にはないと思われましても、どういうふうな理解なんですか。制度的には民間よりも悪いんではないですか。総務課長でなくて良いですよ。副町長でも職員についてはわかっているでしょうから、副町長にお聞きしますよ。

○議長（小野 稔君）

副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

私の方に指名があったようですので、お答えをさせていただきたいと思います。おそらく浅利議員が仰られているのは、労働基準法のことかと思いますが、五年間継続して勤務すると無期雇用になるというふうな制度だったと思います。正社員じゃなくて無期雇用に変わるということです。確かこれは手元に資料はないですが、地方公務員法におきましては、その制度については適用除外というふうになっておると私は認識をしております。ただ今会計年度任用職員のお話をされましたけど、先ほど総務課長が申しましたように、一カ月パート五カ月の臨時職員という形で、運用をしてみいました。これは様々な町村で様々なやり方をしておるようでございます。今回会計年度任用職員制度の創設によりまして、全国的に統一した形で運用していこうというのが、今回の法改正の趣旨だと認識しております。以

上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

私どもに配布されている資料の臨時職員の五十九名、これが全て会計年度任用職員に来年四月一日以降は、なるという理解でよろしいですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。そのとおりでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

例えばその中で、英語指導助手というのがございます。あるいは特別支援教育支援員というのも各一名ございます。私の記憶では、健康係には看護師という資格を持った方もいらっしゃいます。これらの方について、専門的な能力を持っている職員なわけで、そういう者についても一年更新ですというようなことになるのは、改悪じゃないんですか。現状どのように理解してしてるんですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。一会計年度ということでありますけれど、またさらに精査して翌年度からまた採用というケースがありますので、必ずしも一年ということではありません。更新はできるということがあります。以上です。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

更新の例えば、健康係に属している看護師資格を有している方だとか、英語指導助手についての取り扱いについてもそのようになるのですか。今まで英語指導助手は特別、条例を廃止するという規定も提案されていますよね。英語指導助手については、どのような取り扱いになるのですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

英語指導助手につきましても、会計年度任用職員という対応になります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

むしろその点では、特別な条例を設けていたんですけれども、一律に会計年度任用職員制度に括ることによって、不安定雇用こういうものに道を開いていくことに懸念いたします。もう一つお聞きいたし

ます。パート臨時調理員は時給的な改善はするんですか。全体としては一人当たり七万円から八万円上がるんだとか、一〇万円という説明だったんですけど、この方の時給基準は一〇〇〇円以上になるということなんですか。どういう方向で改善を進めようとしていらっしゃるんですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。給食センターのパート調理員につきましては、期末手当が支給されます。期末手当の支給に伴う基準といたしましては、六カ月以上勤務で週十五時間三十分以上勤務という条件がありますので、これに該当しますので、期末手当が支給されるということであります。あと時給につきましては、現在のところ八〇〇円の時給対応しておりますが、これにつきましては、担当課の方と詰めるということになります。以上です。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。ちょっと待ってください。同じ内容に対して三回以上質問しておりますので、これで終わりますので、よろしく申し上げます。

○十三番（浅利直志君）

同じ質問はしていないはずですよ。

○議長（小野 稔君）

同一の議題に対する質問でありますので、よろしく申し上げます。

ほかに質疑ありませんか。

○十三番（浅利直志君）

もう打ち切るという意味なの。

○議長（小野 稔君）

はい。だからほかに質問ありませんか、です。

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

雇用期間について、六カ月という改善策が示されていたんですけども。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。同じ題目での質疑は許しません。三回以上になりますのでこれで。

ほかに質疑ありませんか。質疑を終結します。

これから討論を行います。（「議長はい。」の声あり）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

本議案については、会計年度任用職員の制度を導入するというのが、一番の中心でございます。六つほどの条例改定案を一括関連して提案しているところでございますけれども、会計年度任用職員制度というのは、正職員と臨時職員の格差を是正することには、まだまだほど遠い内容であり、今後とも改善の余地が十分あるものであるということでもあります。特に、自治体における雇用期間、あるいはまた雇用期間の問題、臨時職員を正職員にしていくという方向でこそ、解決の道は開かれていくのでは

ないかなど。そういう見通しもないまま、現状を温存するというような制度の導入に賛成できないというところでございます。以上で反対理由といたします。

○議長（小野 稔君）

次に原案に賛成者の発言を許します。阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

本条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、所要の条例を改正するものです。これはこれまで、臨時職員に対する制度が各地方公共団体によって異なっていたものを、このたび国において、統一した任用形態にするために法整備を行ったものであります。これを受けて町では、臨時・非常勤職員制度の適切な運用を図るために任用根拠、服務に関する規定等を条例で定めたものでありますので、本条例案に賛成するものであります。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第六十三号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第六十三号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、議案第六十三号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第六十四号藤崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十四号を採決いたします。議案第六十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十四号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第六十五号藤崎町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十五号を採決いたします。議案第六十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十五号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第六十六号藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十六号を採決いたします。議案第六十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十六号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第六十七号藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十七号を採決いたします。議案第六十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第六十八号藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十八号を採決いたします。議案第六十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第六十九号藤崎町老人福祉センター条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十九号を採決いたします。議案第六十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第七十号藤崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十号を採決いたします。議案第七十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第七十一号藤崎町冬の農業推進施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十一号を採決いたします。議案第七十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第七十二号藤崎町監査委員の選任の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十二号を採決いたします。議案第七十二号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十二号は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第十五、議案第七十三号新町建設計画の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑あります。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

新町建設計画（藤崎・常盤まちづくり計画）新旧対照表というのも添付されておるわけでございます。合併後二十年間にするということで、令和六年度までというようなことでもありますけれども、人口減少の問題もありますけれども、財政的にはどういう見通しを立てていらっしゃるのかということと、合併特例債の残額やどういうものに使おうという方向性も決まっていっているのでしょうか。その点について、財政的な見通しについてお聞きしたいと思います。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えをいたします。財政見通しについては、六十九ページに掲載しております。本年度の決算見込みにより、令和六年度まで財政推計をいたしております。大体の費目については横ばいですが、特別交付税が減ってくる、それから扶助費等が増えてくるということで、厳しい財政状況には変わりありませんが、基金等も活用しながら運営していくということでございます。それから、合併特例債の件ですが、発行可能額については、総額六十六億四千二百七十万円ということで、今現在の発行可能額残高については、一億二千六百万円ということになってございます。この使い道については、また新年度の当初予算の編成がございいますので、その際に決定をしていくということでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

財政見通しの中で、交付税の減、特に特別交付税の減だとかに触れて、数字が記載されているようなんでしょうけれども、交付税の減少額についてどういうふうな見通しをもうちょっと詳しく説明していただければ、どのような内容なのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

地方交付税、普通交付税については、令和二年度で合併の有利性がなくなるということございまして、令和二年度で普通交付税の大体の額が決定していくということございまして。この額が基準になって、今後新たな財政推計をしていくということございしますが、当初予算の編成でもありますように基金を取り崩していっているということで、経常経費を削減しながら運営をしていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十三号を採決いたします。議案第七十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第七十四号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十四号を採決いたします。議案第七十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第七十五号令和元年度藤崎町一般会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。奈良岡議員。

○七番（奈良岡文英君）

十七ページの第四款保健衛生費の八目環境衛生費について伺いますが、環境問題等検討委員会委員報酬、この委員会の設置するに至った目的、経緯について説明をお願いいたします。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。環境問題につきましては、町もそうですけれど、県、国、世界で考えなければならぬ事柄であります。先般の九月の定例議会におきまして、奈良議員さんの方から一般質問がありましたけれども、そういう点を踏まえまして、町としてどのようにしたらゴミ減量化を図れるのか、そしてまたどういう意識改革をしなければいけないのかということ、町民の方々の意見を交えながら、議会の議員の方にも委員として来ていただいて、意見集約を図ってまいりたいと思っているところでございます。町の現状といたしましては、特異な例がございまして、事業ゴミの搬出が非常に少ないという町でございます。県の方からもちょっと考えてみてほしいと言われました。どういうことかといいますと、一般ゴミの中に事業系のゴミ、つまり生業をして生じるゴミが一般ゴミとして出ているということが考えられるということでありまして、それは町もそうですけれど、弘前、管内弘環の方で搬出している市町村、黒石、黒清で搬出している市町村がありますが、その両組合とも搬出されたゴミを袋から出して、状況を見る展開調査を実施しております。その結果、やはり一般ゴミの中に事業系のゴミがだいぶ混ざっているということで、弘環の方では、来年度からそのゴミは自宅から持って行かないと。黒清の方では、ステーションの方から持って行かないという対応を目指していきたいということでございます。しからば、町の方では、どういうことをするかといいますと、まず指導もそうですし、町民の方々にゴミ減量化の必要性を説きながら、広報等で進めていくこととしておりますけれども、その中には町内会連合会の総会とか、各種団体の総会等に出向きまして、減量化をお願いするという形になります。そういう行動をする前に、六名の方の委員で構成する委員会でもって、その方向性を示しながら、ともに進んでいきたいという考えから設置するものでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡議員。

○七番（奈良岡文英君）

環境問題については、地球的規模で騒がれてから久しいわけで、今さらこの問題というか、もっと早く検討委員会を立ち上げるべきだと思っていたんですけども、これはゴミ問題に対する意識の向上を図るという意味で、最終的には指導的な立場の人を養成していくとか、巡回指導していくとか、そういうところまで言及していくのですか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。黒清に搬出しております常盤地区につきましては、各ステーションに全てではございませんが、ゴミ分別指導員を配置してございます。弘環の方に搬出しております藤崎地区のゴミにつきましては、町内会長さんをはじめ事案が出た場合には、個々に出向きまして、進めていきたいということになります。個々といいますのは、四月からスタートしますけれども、その時からシールを貼って袋には事業系のゴミが混ざっていますよとシールを貼って、周知喚起を図りながら、去年良くて今年なぜだめなんだという場合は、私たち職員が出向き内容をお話して、町民全員でゴミの減量化を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡議員。

○七番（奈良岡文英君）

ゴミの減量化とか事業系のゴミをしっかりと指導していくということになれば、収集方式の統一も図っていかねばならないと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えいたします。当委員会でも議題にかける必要が出てきます。というのは令和八年になりますと、まだ計画でございましてけれども、黒清と弘環が統合という形になって、一つの処理場で処理いたします。その時期も踏まえながら、その収集方式の統一を図り、収集のゴミ袋の統一も図ることも必要ですし、収集日の統一も必要になってくると思います。そういう点も委員会の議題として、検討してもらおうことを考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は十六ページの保健衛生総務費であります。その中で弘前市急患診療所運営事業負担金追加十八万二千元というふうになっていらっしゃるんですけども、この内容といいますか、要因といいますか、どういうふうな構成になっているんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。ご質問の弘前市急患診療所運営事業でございます。いわゆる急患というものに一次、二次、三次と三つに分類されてございます。まず、一次というのが、軽度の軽症患者で搬送先、受入先としては、医師会で実施している弘前市野田の弘前保健センターが受付となっております。二次が弘前市内の総合病院六カ所ほど、三次が高度救急という高度な医療を要するということで大学病院というふうな分類でございますが、今回補正いたしました急患につきましては、一次ということで事業費、前々年度の実績を基に確定させるというものが今回出て、この金額を補正するというところでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

弘前市急患診療所運営事業負担金ということで、一次分といいますか保健センターで取り扱った分の負担金ということでございますけども、関連してお聞きいたしますけれども、この診療所の運営を中核病院をつくることによって、移転するとかなんとかという構想になっているとお聞きしておるところでございますけれども、今後も診療所運営事業負担金が増えていくとかそういうふうな懸念といいますか、負担金の割合について話し合いになっているもののでしょうか。テーブルに乗っているもののでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。中核病院の構想が出て、弘前市立病院を廃止し、国立病院にというふうな計画で工事も進んでございます。そして、この中核病院の建設に関しましては、弘前市以外の圏域の市町村に建設費の負担は求めないということで決定してございます。ただ今お話の急患については、弘前市と国立病院、四者協定を結んでいる県と弘大と市と国立病院という四者間の構想の中では、急患一次二次についても、国立病院敷地内に建設したいという方針を当初示されてございました。その中では、構成市町村にも現在も負担しているように負担は求めたいという話はございました。ただその後に、圏域内のある総合病院の方から意見といいますか、指摘といいますか、同じところでない方が良いのではないかと意見があったそうで、現在敷地内にするのか、敷地外にするのか検討中と。合わせて構成市町村に負担を求めるのは方針として変わらないと思いますが、負担金をいくらにする、率の決め方というものは、テーブルに乗って、検討協議したものではありません。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

中核病院の建設については、近隣市町村に負担は求めないというようなことについては、市議会も理解を求めているところですが、しかしながら実際には医師の確保だとか、様々な問題も抱えているのも事実でございます。また、一次だけでなく二次の病院が受入体制をとっているところとの連携の問題だとか様々あると思うので、いわゆる急患で治療を受けた方の負担の問題というのは、必ず出てくると思うのです。そういう点で、町としての対応方、町でも救急を受け入れている病院もありますけれども、そういうのを是非検討して、実情把握に努めていただきたいということをお願いしたいと

思います。質問は、扶助費の特定不妊治療費助成金十万円ほどとなっておりますけれども、治療費助成の現在の現状について、どういうふうになっていらっしゃるって、十万円追加の内容について、ご説明していただきたい。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。この扶助費につきましては、県が実施する特定不妊治療費事業というものがございます。それを補填するものとして、一件当たり助成額を引いて五万円までを町が支給するという事業で実施しているものでございます。当初予算においては十二件分を計上したところでありまして、これまでの実績が八件ほどということから、今後の見込みをトータルで十四件と見込んで、二件分の十万円を追加したものでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は二十ページでございます。教育費事務局費のその中で委託料がございます。藤崎中学校屋内運動場屋根改修工事設計業務委託料七十七万円ほどになっていらっしゃるんですけども、屋根の現状がどのようになっている、部分的な改修なのか、藤中の屋根の現状と設計業務の内容について明らかにしていただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。現在藤中の体育館の屋根は、防水シートが劣化しておりまして、運動場内や玄関のホールにも雨漏りが頻繁に、小雨でも雨漏りが発生している状態であります。建設から十四年経過して、シートに小穴や剥げが見られている状態であります。今回は屋内運動場のシートを含めた全部の改修を見込むということで、耐久性にも優れた工法を採用したいということで、それに係る設計業務の委託料ということでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

防水シートを基本にしてやっているということは説明受けたんですけども、小雨でも雨漏りするというのは、大変な状態だと理解するんですけども、今後どういう工法を基本にして、従来と同じ工法でやるのか、その辺の選択はどのようになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

昨日の常任委員会等でも質問があったんですが、その工法も含めて、昨年違うところの屋根についても質問がありましたけれども、耐用年数が十年なのか十五年なのかということを引きくるめまして、耐用年数が長くなるような工法も合わせて提案していただくということでもあります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

そうしますと、大規模な体育館の屋根の工法も含めて、検討するというような説明をお聞きしたんですけれども、設計業務と調査業務の二つの点をやってもらうというように結果的にならざるを得ないと理解されるんですけれども、比較検討調査というかそういうのと両方設計業者に依頼するというようなことですか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

おそらくそうなると思います。設計契約する段階で、こちらの現状をお伝えしまして、小雨でも雨漏りしている状況や応急処置している状況を逐次伝えながら、長い耐用年数にはどれが良いのか含めて検討してもらうこととなります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十五号を採決いたします。議案第七十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第七十六号令和元年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十六号を採決いたします。議案第七十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第七十七号令和元年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十七号を採決いたします。議案第七十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第七十八号令和元年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十八号を採決いたします。議案第七十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第七十九号令和元年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十九号を採決いたします。議案第七十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第八十号令和元年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十号を採決いたします。議案第八十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、常任委員会報告を求めます。

総務産業常任委員長から報告願います。奈良岡文英総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 奈良岡文英君 登壇〕

○総務産業常任委員長（奈良岡文英君）

総務産業常任委員会より閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る十一月一日、常任委員会を開催し、「水道事業」、「公共下水道事業」、及び「農業集落排水事業」に関することの中の「公共下水道事業」について集中審議し、三千石堰整備事業の現地視察も合わせて実施いたしました。

この三千石堰整備事業は、平成二十七年度から令和四年度までの八年間の継続事業で、総事業費が約十四億円となるものです。今年で五年目となり、全体の進捗率が今年度末で六十六．五％となることで

した。現地においては、第一排水区枝線一工区と本線の大型水路一工区が完成しており、枝線については道幅が狭いところでの工事ではあったが、事故や住民とのトラブルもなく、また本線一工区も工期内完成を確認いたしました。施工中である本線二工区、枝線二工区、三工区の現場は安全面を考慮しきちんと整理された現場でありました。来年度以降の工事についても地域住民の理解と協力を得ながら、計画どおり進むよう要望し、委員会を終了いたしました。

以上、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（小野 稔君）

総務産業常任委員会の報告が終わりました。

日程第二十四、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第二十五、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

日程第二十六、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。総務産業常任委員会奈良岡文英委員長ほか六名の方が令和二年一月二十一日から二十三日までの日程で、山形県東置賜郡川西町及び西置賜郡飯豊町並びに米沢市の行政視察研修が予定されております。これに派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

次に民生教育常任委員会藤林公正委員長ほか六名の方が令和二年一月二十一日から二十三日までの日程で、山形県東置賜郡川西町及び上山市の行政視察研修が予定されております。これに派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

これをもって、本定例会の会議に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和元年第四回藤崎町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時十五分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 五 十 嵐 忍

署名議員 奈 良 完 治

署名議員 前 田 信 一